

改 正 案	現 行
<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第五條第一項の規定に基づき、建設住宅性能評価のために必要な図書を次のように定める。</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五條第一項の建設住宅性能評価のために必要な図書は、次の各号に掲げる申請に係る住宅の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 新築住宅</p> <p>イ 規則第三條第一項に規定する設計評価申請添付図書（当該住宅に係る設計住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合であつて、当該住宅に係る設計住宅性能評価に要したものに限る。）</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 当該申請に係る住宅の建設住宅性能評価書又はその写し（規則第五條第一項に規定する変更建設住宅性能評価の申請をしようとする場合であつて、当該申請に係る住宅の建設住宅性能評価を行った登録住宅性能評価機関とは異なる登録住宅性能評価機関に申請しようとする場合に限る。）</p> <p>二 既存住宅</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 規則第一條第七号に掲げる住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項に関する申告書</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもつて評価を行う場合にあつては、規則第十五條第一号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類</p>	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第五條第一項の規定に基づき、建設住宅性能評価のために必要な図書を次のように定める。</p> <p>住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第五條第一項の建設住宅性能評価のために必要な図書は、次の各号に掲げる申請に係る住宅の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 新築住宅</p> <p>イ 同規則第三條第一項に規定する設計評価申請添付図書（当該住宅に係る設計住宅性能評価に要したものに限る。）</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 当該申請に係る住宅の建設住宅性能評価書又はその写し（同規則第五條第一項に規定する変更建設住宅性能評価の申請をしようとする場合に限る。）</p> <p>二 既存住宅</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 同規則第一條第十三号に掲げる住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項に関する申告書</p> <p>ハ 略</p> <p>ニ 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもつて評価を行う場合にあつては、同規則第十五條第一号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類</p>